

社会福祉法人 秋田県民生協会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県民生協会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(常勤・非常勤役員の定義)

第2条 この規程において常勤役員とは、法人の業務が行われている日は毎日出勤する義務を負っている役員をいい、法人から出勤を要請された時や、職務遂行上、必要な時にだけ出勤する義務を負っている役員を非常勤役員という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長には、年間総額600万円の報酬等を支給することができる
- (2) 常務理事には、1人当たり総額360万円の報酬等を支給することができる
- (3) 非常勤役員等には、当該会議に出席した都度20,000円を報酬として支給し、別途交通費実費相当分を支給する

2 当法人の職員として職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日については、職員給与規程第5条第2項に準ずる
- (2) 賞与の支給日については、毎年6月30日（その日が休日又は日曜日にあたる場合は、休日又は日曜日でないその日の前日）に支給する

2 常勤役員等に対する報酬等の支払いの額は、下表（別表1、別表2）のとおりとする。

別表1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 10万円
常 務 理 事	月額 10万円

別表2（常勤役員等の賞与）

役 職 名	支払時期	賞与の額
理 事 長	毎年6月	480万円
常 務 理 事	毎年6月	240万円

(就任、退任時の報酬等)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止)

2. 従前の社会福祉法人秋田県民生協会役員報酬及び役員・評議員の費用弁償規程は、平成29年3月31日で廃止する。